

# 複数法人が設置する幼保連携型認定こども園 に係る法人間の事業譲渡等の取扱いについて

平成25年2月15日

## 1. 趣旨等

- 新制度における新たな幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する単一の施設であり、単一の設置主体によって運営されることが必要となります。
- 「学校法人立幼稚園」と「社会福祉法人立保育所」で構成されている、現行の幼保連携型認定こども園（平成24年4月1日時点で、22府県に所在する36園・68法人が該当。）については、新制度の施行までに、単一の設置主体により設置することができるよう、法人間で幼稚園又は保育所のいずれか（譲渡施設）に関する事業譲渡等が必要となります。  
⇒ **参考1を参照。**
- このため、事業譲渡等の取扱いや必要な手続等について整理し、平成24年12月18日付けで、3府省の5課長連名で通知を発出したところです。

## 2. 内容

### (1) 財産承継を含む事業譲渡の方法

- 単一の設置主体への切替えは、一方の法人（譲渡法人）から他方の法人（譲受法人）に対し、譲渡施設に係る事業の全部を譲渡する方法（事業譲渡）により行うことが基本となります。
- 譲渡法人が譲渡施設のみを設置しているときは、事業譲渡後に速やかに譲渡法人を解散することになります。
- 事業譲渡は、新制度の施行と同時に行うことも、施行に先立って行うことも可能です。  
⇒ **参考2(1)、2(2)を参照。**

### (2) 民事上及び行政上の適正な手続の確保

- 事業譲渡は、通常の法人合併とは異なり、包括的な権利義務承継ではありません。
- そのため、各種権利義務の性質に応じ関係法令に従って、両法人間の合意はもとより、債権者等の第三者の同意の取得、登記や各種規制に係る手続など、個別に民事上及び行政上の手続を行うことが必要となります。

### (3) 補助金の返還免除

- 譲渡する財産のうち、補助金の交付を受けて整備した譲渡施設の建物等については、所定の報告書を提出することにより、財産処分についての大臣の承認があったものとみなされ、補助金の返還は不要となります(近日中に関係通知を改正予定。)。

### (4) 税制上の取扱い

- 譲渡する財産のうち、過去に非課税承認を受けて譲渡法人に贈与された土地・建物等については、現行の税制では、法人の解散を伴わない事業譲渡の際に非課税承認が取り消され、譲渡法人に所得税等が課されます。
- これについて、25年度税制改正において、法人の解散を伴わない場合でも非課税承認が継続するよう所得税等の特例措置を行うことが大綱に記載されました。

⇒ 参考3を参照。

- 法人税等については、収益事業を行っていない限り、事業譲渡に伴う財産の譲渡は課税対象とならないことが税務当局との間で確認されています。

### (5) 関係法令上の主要な手続

- 事業譲渡にあたっては、譲渡法人・譲受法人のそれぞれにおいて、法人法制(私立学校法・社会福祉法)に基づく、寄附行為・定款の変更等の手続、施設法制(学校教育法・児童福祉法・認定こども園法)に基づく、譲渡施設の設置者変更等の手続が必要となります。
- さらに、譲渡法人の解散を伴う場合には、寄附行為・定款の残余財産の帰属者の定め、解散の申請、清算手続等が必要となります。

⇒ 参考4を参照。

### (6) その他

- 現在幼保連携型認定こども園になっていない、「学校法人立幼稚園」と「社会福祉法人立保育所」が、新たな幼保連携型認定こども園となるために事業譲渡を行う場合も、基本的に上記(1)～(5)と同様となります。

### 3. 留意事項及び今後の対応

- 事業譲渡等が円滑に行われるためには、関係機関・部局の間の連携を確保することや法人に対して適切な指導・助言を行っていただくことが重要であることから、事業譲渡等の取扱いに関する考え方や留意事項について、平成25年1月23日付けで、事務連絡を発出したところです。ポイントは以下の通りです。

- 1 事業譲渡等に関わる各行政庁においては、法人からの相談対応を含め、必要となる各種行政手続について関係部局間で連携を図ること。その際、各都道府県の調整・窓口担当を定めて、関係部局間の情報共有と法人の負担軽減に努めること。
- 2 対応が見込まれる事案を把握したときは、法人に対し、基本的な計画の作成、契約の締結等に関し指導・助言をすること。特に、譲渡施設の運営の継続又は新たに設置する施設の運営の円滑を確保する観点から、第三者との関係にも十分配慮しつつ、完了期限までの手続の進捗管理に努めること。
- 3 現に旧幼保連携型認定こども園となっていない施設についても、旧幼保連携型や新幼保連携型を設置しようとする場合には、事業譲渡等の対応が必要となること。学校法人・社会福祉法人以外が設置する施設については、その根拠法令等に従わなければならないこと。
- 4 課長通知の趣旨・内容について、所轄の幼稚園・保育所設置者等に周知をお願いしたいこと。その際、現に複数の法人が連携して設置する旧幼保連携型認定こども園のみならず、今後事業譲渡等の対応が生じる可能性がある施設の設置者への周知と指導・助言に努めること。

- 併せて、都道府県を通じて対象となる施設・法人の事業譲渡の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて個別に助言等を行うため、同事務連絡において、「各都道府県における事務担当」及び「該当事案の現況」について調査を依頼しています。
- この調査の結果については、各都道府県・指定都市・中核市における関係機関・部局の間の連携の確保、事業譲渡等の対応が必要となる事案の把握、各学校法人・社会福祉法人等への支援、今後の進捗管理等に活用してください。

「学校法人立幼稚園」と「社会福祉法人立保育所」で構成されている  
 幼保連携型認定こども園の設置状況(平成24年4月1日現在)

参考1

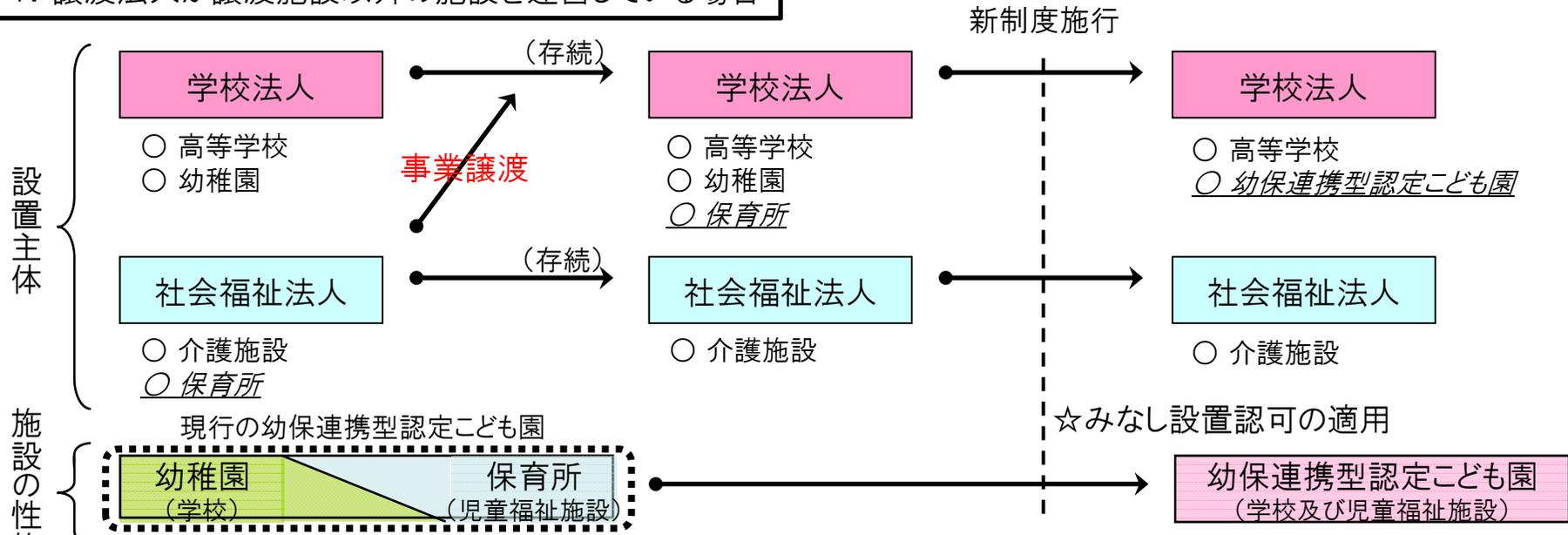
都道府県名	対象園数	対象法人数	都道府県名	対象園数	対象法人数
岩手県	1	2	岐阜県	1	2
福島県	1	2	愛知県	2	4
茨城県	1	2	滋賀県	1	2
栃木県	1	2	大阪府	2	4
群馬県	1	2	広島県	5 <sup>(※)</sup>	6
埼玉県	1	2	愛媛県	1	2
千葉県	3	6	佐賀県	1	2
神奈川県	1	2	長崎県	3	6
新潟県	1	2	大分県	2	4
富山県	3	6	宮崎県	1	2
石川県	1	2	鹿児島県	2	4
<b>22府県に所在する36園・68法人が該当</b>					

(※) 1組の学校法人・社会福祉法人が計3園の幼保連携型認定こども園を設置している。

# 法人間の財産の承継イメージ(学校法人が譲受法人となる場合)

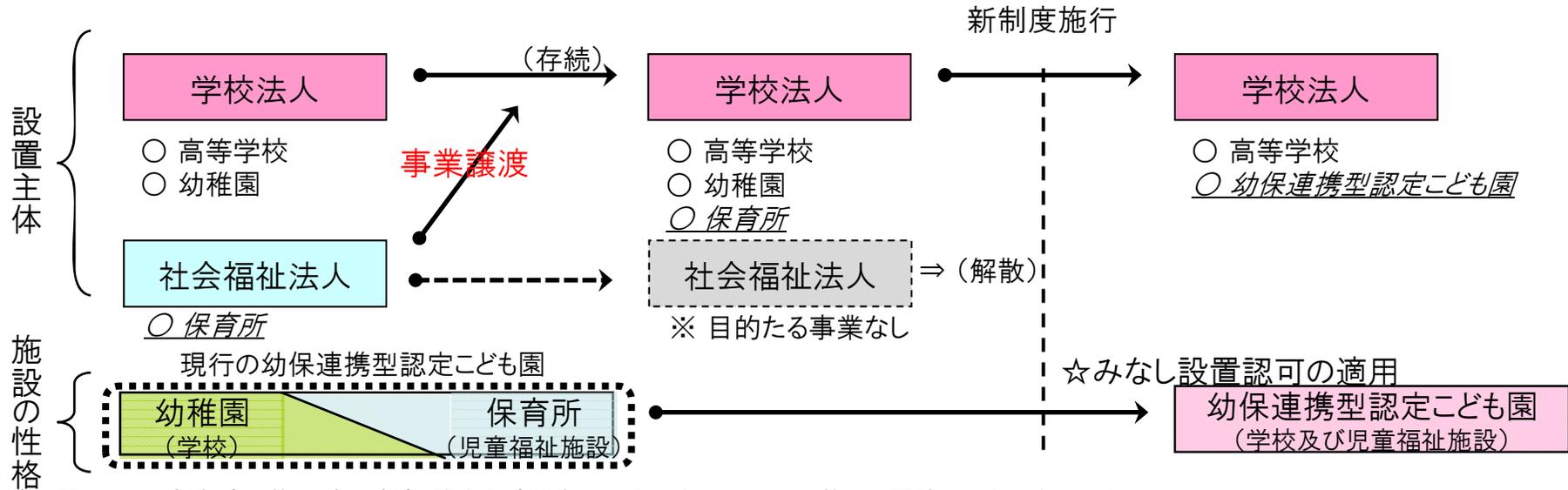
参考2(1)

## 1. 譲渡法人が譲渡施設以外の施設を運営している場合



※ 譲渡法人の解散が必要な場合でも、解散前に事業譲渡を行うことが基本。ただし、負債が少ない等の事情により、解散に伴う清算手続きが開始されても重要な資産がそのまま残余財産となる場合には、清算手続きとして一括して財産承継を行うことも可能。

## 2. 譲渡法人が譲渡施設のみを運営している場合

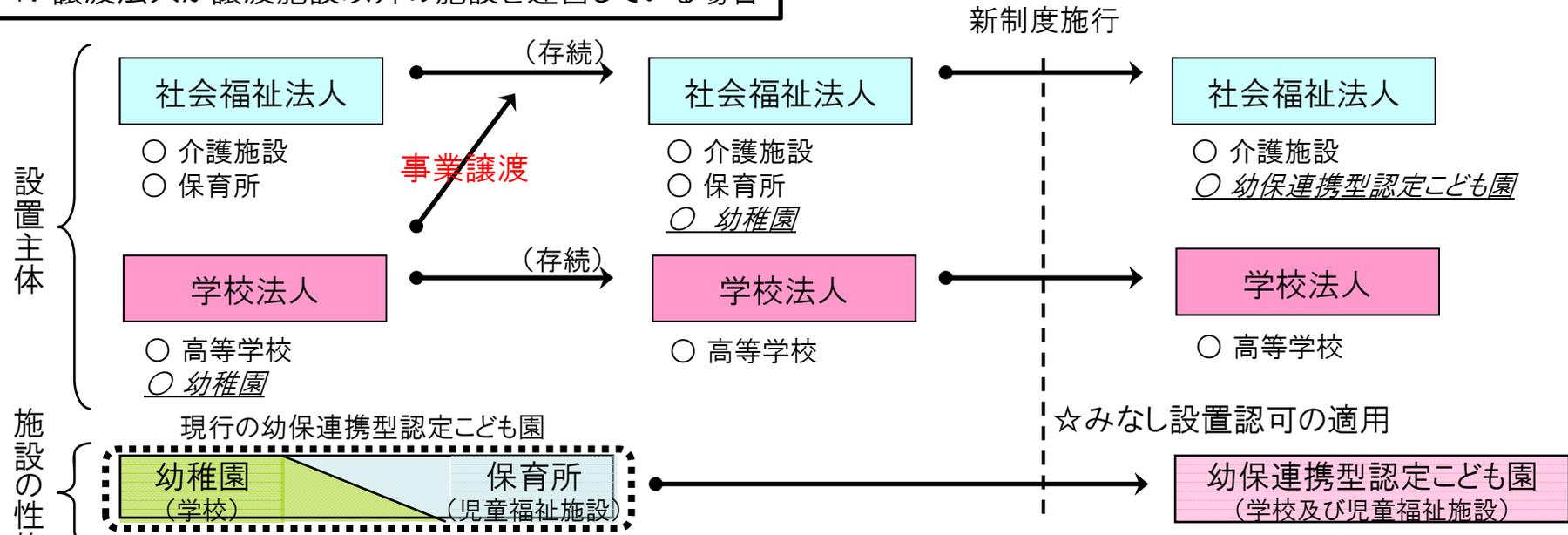


(注) 上記1・2は、新制度の施行前に譲渡・残余財産移転を行う場合のイメージ。施行と同時に行う場合もある。

# 法人間の財産の承継イメージ(社会福祉法人が譲受法人となる場合)

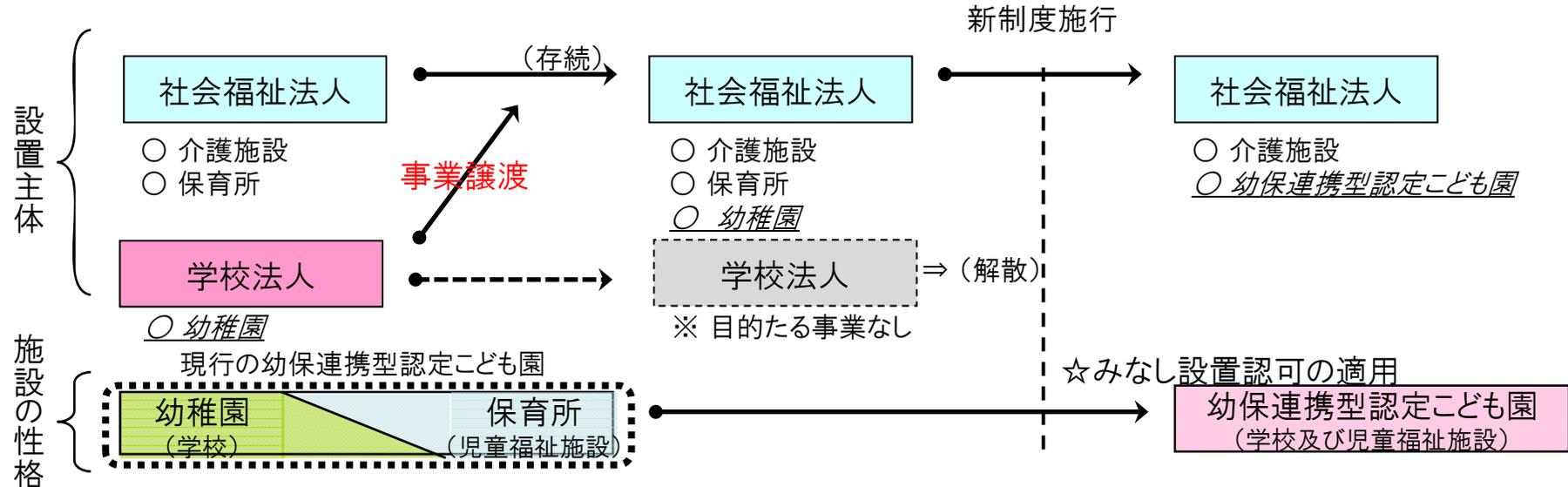
参考2(2)

## 1. 譲渡法人が譲渡施設以外の施設を運営している場合



※ 譲渡法人の解散が必要な場合でも、解散前に事業譲渡を行うことが基本。ただし、負債が少ない等の事情により、解散に伴う清算手続が開始されても重要な資産がそのまま残余財産となる場合には、清算手続として一括して財産承継を行うことも可能。

## 2. 譲渡法人が譲渡施設のみを運営している場合



(注) 上記1・2は、新制度の施行前に譲渡・残余財産移転を行う場合のイメージ。施行と同時に行う場合もある。

## 平成25年度税制改正大綱(抜粋)

### ○子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置

〔所得税、個人住民税〕

公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、本非課税特例の対象となる寄附財産を有する公益法人等(幼稚園又は保育所等を設置している者に限る。)が、幼保連携型認定こども園の設置のために当該寄附財産(幼稚園又は保育所等の事業の用に直接供しているものに限る。)を他の公益法人等(幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者に限る。)に贈与をする場合(当該寄附財産を幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の事業の用に直接供する等の一定の要件を満たす場合に限る。)において、寄附財産の贈与に関する届出書を提出したときは、非課税特例を継続適用できることとする。

(注)上記の改正は、平成25年6月1日以後に行う寄附財産の贈与について適用する。

※『平成25年度税制改正の大綱』(平成25年1月29日閣議決定)より

# 事業譲渡等に係る手続の流れの概要

参考4

譲渡法人側

譲受法人側

